

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

2021年11月25日

各位

佐賀銀行にて変額終身保険（災害加算・I型）
～販売名称『ハイブリッド アセット ライフ』～の販売を開始



T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社（社長：板坂 雅文）は、2021年12月1日より、株式会社佐賀銀行（本店：佐賀県佐賀市、頭取：坂井 秀明）にて、『変額終身保険（災害加算・I型）～販売名称「ハイブリッド アセット ライフ」～』の販売を開始しますのでお知らせいたします。

「ハイブリッド アセット ライフ」は、「投資信託」と「生命保険」の融合により、人生100年時代の自助努力による資産形成をサポートする円建の一時払変額終身保険です。

長期分散投資を中心とした運用を継続しながら、計画的な資産の取り崩しを図るとともに、ご自身やご家族のために介護・認知症や相続にそなえられます。本商品の主な特徴は、別紙をご参照ください。

今後も引き続き、お客さまの視点に立ち、お客さまにとって魅力的な商品・サービスの提供に努めてまいります。

1. 販売商品

変額終身保険（災害加算・I型）
販売名称『ハイブリッド アセット ライフ』

2. 販売開始日

2021年12月1日

【変額終身保険（災害加算・I型）の販売金融機関】（五十音順にて記載）

足利銀行	佐賀銀行	三十三銀行	静岡銀行	第四北越銀行
千葉銀行	中京銀行	富山銀行	名古屋銀行	北洋銀行
北海道銀行	三菱UFJ信託銀行	横浜銀行	りそな銀行	合計 14 金融機関

※ 上記は2021年12月1日時点での販売金融機関を掲載しております。
なお、販売する募集代理店等により、販売名称・取扱等が異なる場合がございます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

企画部 広報課 電話：03-6745-6808

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

I 「ハイブリッド アセット ライフ」の主な特徴

Point1 厳選された5本の特別勘定（ファンド）から選択

- 安定的に運用する3種類の「コアファンド」と、リスクをとって高いリターンをめざす2種類の「サテライトファンド」からご選択いただけます。



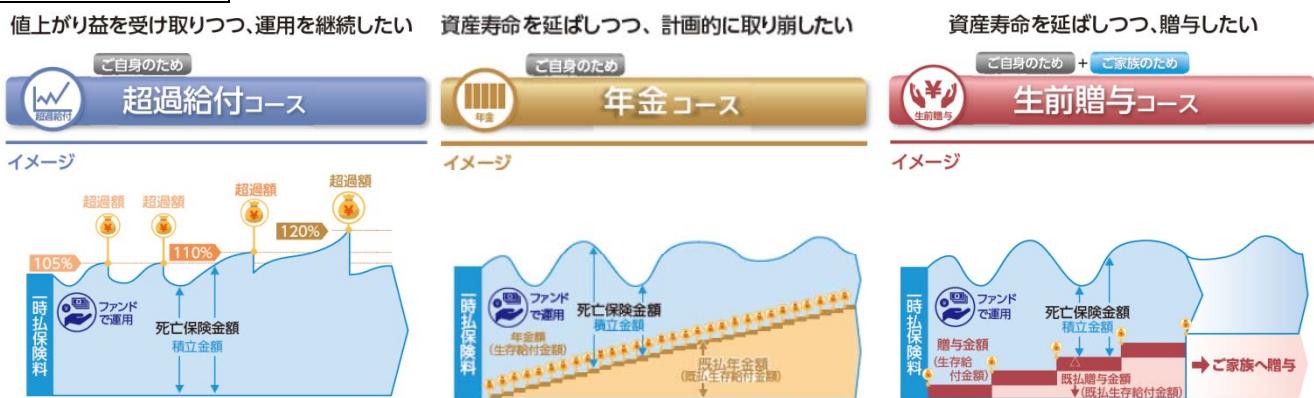
- 契約時の費用は不要。さらにファンド間のスイッチングは年12回まで無料*です。

*年13回目からは1回につき1,000円の費用がかかります。

Point2 資産寿命の延伸が可能な3つのコースから選択

- お客さまの大切なご資産の運用を継続しながら受け取りができる“資産寿命の延伸”を図る3コースをご用意。運用成果を受け取れる「超過給付コース」、運用を楽しみながら年金として受け取れる「年金コース」、運用を楽しみながら大切な人に贈与できる「生前贈与コース」からご選択いただけます。

仕組図（イメージ）



※仕組図について、くわしくは「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」をご覧ください。

Point3 介護・認知症保障により長生きリスクに対応

- 要介護状態や認知症になり、本人が預金の引出等を行なうことができないこともあります。
「指定代理請求特約」を活用することで、そのような事態にそなえることができます。
- 「介護認知症年金支払移行特約」を活用することで、公的介護保険制度の「要介護1」以上に認定または「認知症」と診断確定された場合、解約払戻金の全部を原資として、介護認知症年金が受け取れます。
- 「介護コンシェル」*をご活用いただくことで、人生100年時代の長く充実したお客様の老後をサポートします。

*「介護コンシェル」は株式会社インターネットインフィニティが提供するサービスです。ケアマネジャーの紹介や認知症予防ツールの提供等、個々の事情に応じた最適な介護・認知症サポートサービスを提供しています。

II ファンドラインナップ

- 金融機関で多くの販売実績のある投資信託をセレクト。投資目的や投資スタイルに合わせて、投資対象やリスク水準の異なるファンドの中から1本をご選択いただけます。
- 一時払保険料の全額（契約時費用なし）を特別勘定で運用します。

[ファンド名・運用会社]		[投資対象等]		[資産配分]	
A 安定型 円資産インデックスバランス <円高会ベーシック> (適格機関投資家専用) (東京海上アセットマネジメント株式会社)	主な投資対象(投資信託名) 投資信託の運用会社 ベンチマーク		円資産インデックスバランス<円高会ベーシック>(適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社 なし		
B やや安定型 財産3分法 (適格機関投資家専用) (日興アセットマネジメント株式会社)	主な投資対象(投資信託名) 投資信託の運用会社 ベンチマーク		財産3分法(適格機関投資家専用) 日興アセットマネジメント株式会社 なし		
C 中間型 グローバル3倍3分法 (適格機関投資家専用) (日興アセットマネジメント株式会社)	主な投資対象(投資信託名) 投資信託の運用会社 ベンチマーク		グローバル3倍3分法(適格機関投資家専用) 日興アセットマネジメント株式会社 なし		
D やや積極型 先進国株式インデックス (適格機関投資家専用) (東京海上アセットマネジメント株式会社)	主な投資対象(投資信託名) 投資信託の運用会社 ベンチマーク		先進国株式インデックス(適格機関投資家専用) 東京海上アセットマネジメント株式会社 MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)		
E 積極型 インデックスファンドNASDAQQ100 (適格機関投資家専用) (日興アセットマネジメント株式会社)	主な投資対象(投資信託名) 投資信託の運用会社 ベンチマーク		インデックスファンドNASDAQQ100(適格機関投資家専用) 日興アセットマネジメント株式会社 NASDAQQ100指数(円換算ベース)		
運用に関する費用*1		年率0.352%(税抜0.320%)			
運用に関する費用*1		年率0.517%(税抜0.470%)			
運用に関する費用*1		年率0.407%(税抜0.370%)			
運用に関する費用*1		年率0.286%(税抜0.260%)			
運用に関する費用*1		年率0.418%(税抜0.380%)			

↑ 小
コアファンド
リスク許容度
大
サテライトファンド

* 1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。(将来変更される可能性があります)

※「ハイブリッド アセット ライフ (HA型)」の特別勘定グループについて記載しています。この保険では、販売する募集代理店等により異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。
 ※各特別勘定（ファンド）について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

	超過給付コース	年金コース	生前贈与コース
契約年齢 (被保険者の契約日の満年齢)	20~80 歳		
基本保険金額 (一時払保険料)	50 万円以上、9 億円以下 (1,000 円単位) *1	500 万円以上、9 億円以下 (1,000 円単位) *1	
生存給付金額	—	10 万円以上、 一時払保険料の 10% 以下 (10,000 円単位)	10 万円以上、 一時払保険料の 20% 以下 (10,000 円単位)
死亡保険金額	死亡日の積立金額		
災害死亡保険金額	死亡保険金額+死亡日の基本保険金額×10%		
保険料払込方法	一時払		
保険期間	終身		
付加できる主な特約	超過給付加算特約*2、終身保険移行特約、介護認知症年金支払移行特約、 年金支払移行特約（I型）、新遺族年金支払特約、指定代理請求特約		
クーリング・オフ	本商品は、クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除） の対象商品		

*1 同一の被保険者について、基本保険金額（一時払保険料）は「変額終身保険（災害加算・I型）」（既に加入されているこの保険を含みます）を通算して10億円を超えることはできません。

*2 超過給付加算特約は、「超過給付コース」に付加できる特約です。

※ この保険は金融情勢等によっては、一部または複数の契約形態において、お取扱を一時休止する場合があります。

IV 「ハイブリッド アセット ライフ」の諸費用・リスク

◇ この保険に係わる費用はつぎの合計となります。

	項目	費用																								
契約締結時	ご契約の 締結に 必要な費用	ご契約時にご負担いただく費用はありません。																								
保険期間中	保険関係費用	各コースごとに下記のとおりとなります。 【基本保険金額に対して、保険関係費用 ^{*1} （年率）/12 を月単位の 契約応当日の前日末に控除】																								
	運用に関する費用	各特別勘定ごとに下記のとおりとなります。 【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、 運用に関する費用 ^{*2} （年率）/365 を毎日控除】																								
	積立金移転費	1 保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ① 12回以下無料 ② 13回以上:13回目から1回につき1,000円 【移転時に毎回控除】																								
解約または 減額をした場合	解約または 減額をした場合に 必要な費用	契約日から10年末満で解約または減額される際には、経過年数に 応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。 <table border="1"> <tr> <td>経過年数</td> <td>1年未満</td> <td>1年以上 2年未満</td> <td>2年以上 3年未満</td> <td>3年以上 4年未満</td> <td>4年以上 5年未満</td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>3.50%</td> <td>3.15%</td> <td>2.80%</td> <td>2.45%</td> <td>2.10%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>経過年数</td> <td>5年以上 6年未満</td> <td>6年以上 7年未満</td> <td>7年以上 8年未満</td> <td>8年以上 9年未満</td> <td>9年以上 10年未満</td> </tr> <tr> <td>解約控除率</td> <td>1.75%</td> <td>1.40%</td> <td>1.05%</td> <td>0.70%</td> <td>0.35%</td> </tr> </table> ※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。	経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%	経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%
経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満																					
解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%																					
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満																					
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%																					
年金支払移行 特約（I型）、 新遺族年金支払 特約、介護認知 症年金支払移行 特約により年金 をお受取になる 場合	年金の 支払管理等に 必要な費用	年金額に対して1.0%の範囲内で定める率 ^{*3}																								

*1 保険関係費用については、「◆各コースごとの保険関係費用」の表をご覧ください。

*2 運用に関する費用については、「◆各特別勘定ごとの運用に関する費用」の表をご覧ください。

*3 年金の支払管理等に必要な費用は、年金支払開始日に1.0%の範囲内で毎年の費用を当社が定めます。

なお、年金の支払管理等に必要な費用は年金支払開始日に定める率を用いるため、ご契約時には定まっておりません。
また、年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

◆各コースごとの保険関係費用

コース	費用	
	経過年数 10年未満	経過年数 10年以上
超過給付コース	年率 0.90%	年率 0.90% (各コース共通)
年金コース	年率 1.50%	
生前贈与コース	年率 1.80%	

◆各特別勘定ごとの運用に関する費用（※）

特別勘定	費用
安定型	年率 0.352%（税抜 0.320%）
やや安定型	年率 0.517%（税抜 0.470%）
中間型	年率 0.407%（税抜 0.370%）
やや積極型	年率 0.286%（税抜 0.260%）
積極型	年率 0.418%（税抜 0.380%）

（※）主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

◇この保険のリスクについて

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額等が日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

特別勘定の資産運用は、主に株式・債券等に投資をする投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格等により変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- ・解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金^{*1}を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、一時払保険料を下回る可能性があります。
- ・死亡保険金額または災害死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金^{*1}を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、一時払保険料を下回る可能性があります。

*1 超過給付加算特約を付加した場合は、超過額。（生存給付金のお支払はありません。）

以上

本資料はニュースリリースであり、保険の募集を目的としておりません。

この保険のご検討・ご契約にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

※本資料では、超過給付加算特約を付加して超過額をお受取りいただくご契約を「超過給付コース」として記載しております。